

子ども・若者の自立支援ガイド（支援者編）

# 不登校の児童生徒への支援

～ すべての支援者に向けたメッセージ集 ～



社会資源の活用と支援の連携

群馬県子ども・若者支援協議会

## < はじめに >

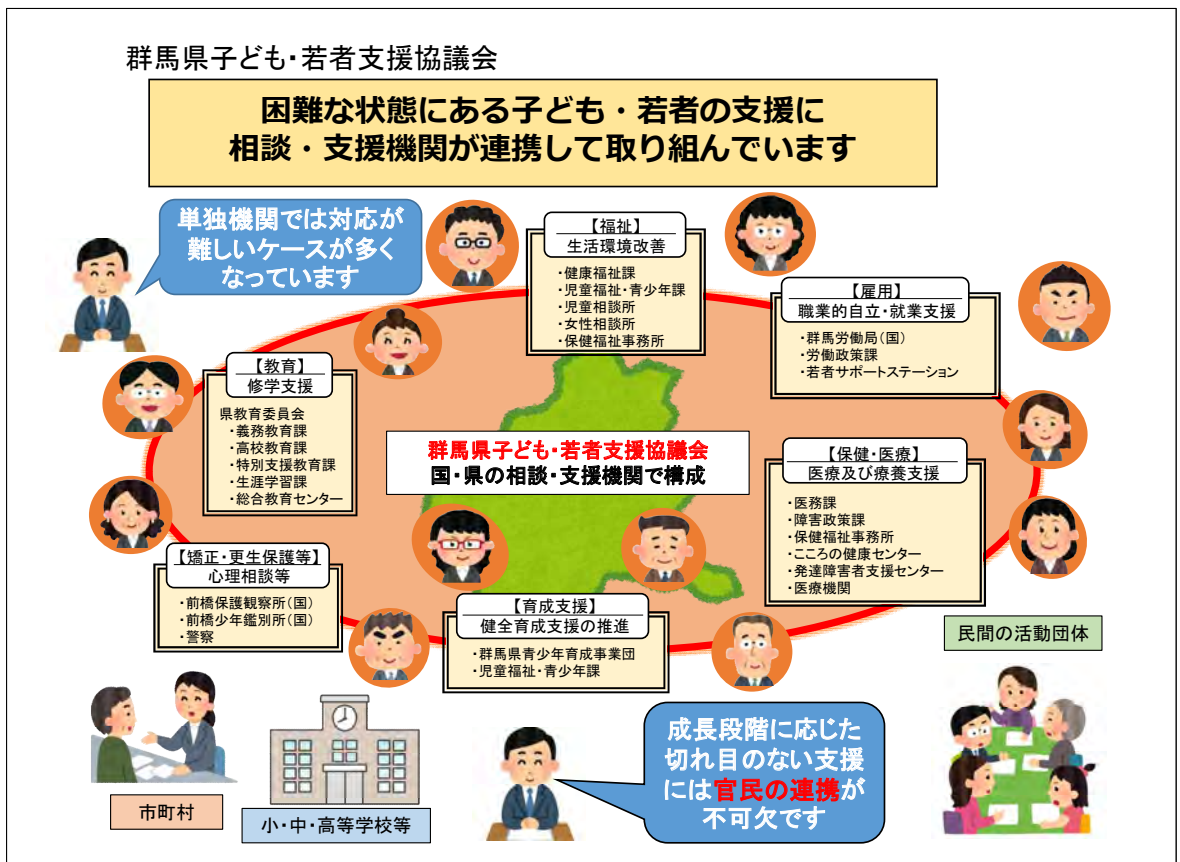
困難な状況にある子ども・若者の支援では、本人や家庭が抱えている問題が複雑、多様化していることから、支援にあたっては、既存の相談・支援機関等の社会資源の活用や支援の連携等の総合的な対応が求められています。

特に、思春期（12歳～18歳）は、心理・社会的な自立をとげて大人の仲間入りを目指していく大事な準備期間です。その成長過程で、友人関係や学校生活でのトラブルを抱えたり、非行に走ったり、発達障害に初めて気づいたり、家庭環境の問題が生じたりして、様々な要因で立ち止まってしまうことがあります。なかには不登校で悩み苦しんだり、ひきこもり状態が長期化して学校や社会の支援から離れて孤立してしまったりすることもあります。問題を抱えたまま周りに相談できずに苦しんでいる子ども・若者もいます。

このガイドは、支援に携わっている皆様に向けて、増え続けている不登校の児童生徒への支援を中心に編集しました。最初に県内における不登校の実態を取り上げ、本人や親御さんが抱える困り感や孤立感、どのような支援が一步を踏み出すきっかけになったか等、当事者たちの経験を紹介しています。次に、学校における支援、学校外における支援についてまとめました。そして、「社会資源の活用と支援連携の必要について」をテーマに実施した「令和3年度県・市町村青少年相談担当職員研修会」から意見交換の要旨、児童相談所やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活動を紹介しました。

すべての支援者が、支援機関等の社会資源を活用し、支援の連携を積極的に進めて、当事者に対する相談・支援の対応がより深く、より幅広くなることを願っています。

また、当事者の皆様にとっても、支援情報として役に立てたら幸いです。



# もくじ

## 1 増え続けている子どもたちの不登校

- ＜県内における不登校の実態＞ 1 頁
- ・参考資料 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果
- ＜不登校を経験した本人、親たちの声＞ 3 頁
- ・意見交換「私の不登校経験」  
～広域通信制高校3年生たちが、支援者に送るメッセージ～
  - ・座談会「我が子の不登校と向き合って」  
～誰もが同じようなことで苦しんでいる。だから今、皆さんへ伝えたい～

## 2 学校における不登校児童生徒への支援

- (1) 小・中学校 8 頁
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター
- (2) 高等学校 10 頁
- ・高校生の不登校相談

## 3 学校外における不登校児童生徒の支援

- (1) 医療機関 13 頁
- (2) 地域の身近な支援者（民生委員・児童委員）
- (3) 安心・安全な居場所（子ども食堂、フリースクール、フリースペース）
- (4) 群馬県青少年育成事業団の支援事業
- ＜参考＞ 群馬県子ども・若者支援協議会（高校中退者等の支援）

## 4 社会資源の活用と支援の連携

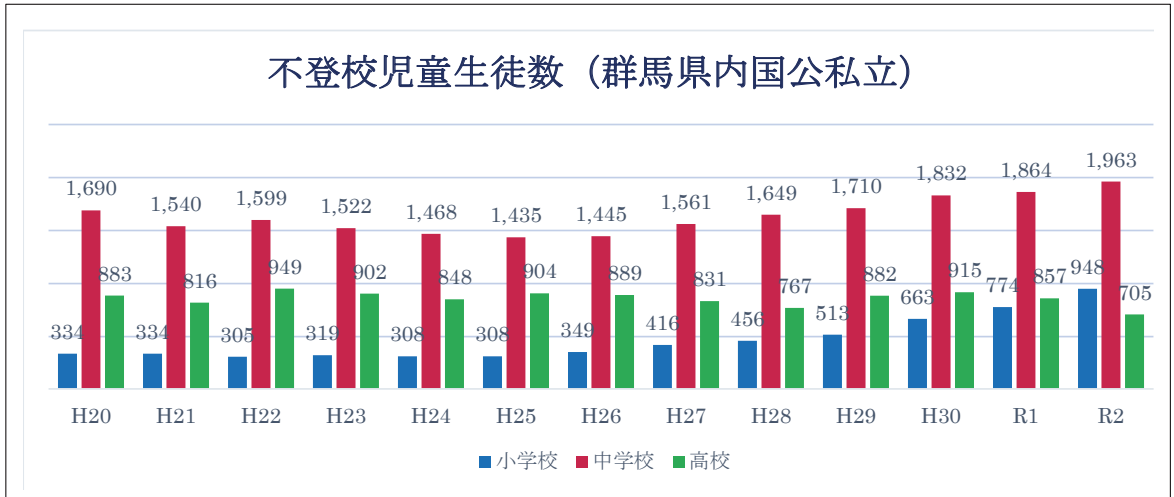
- (1) 意見交換 17 頁
- テーマ「社会資源の活用と支援連携の必要について」
- (2) 社会資源の活用 20 頁
- ① 児童相談所における支援活動
  - ② スクールソーシャルワーカーの活動

## 5 資料編 【支援機関連絡先一覧】

- (1) 不登校のことを相談する 24 頁
- (2) こころの健康・病気・発達障害等のことを相談する
- (3) 子育てのことを相談する
- (4) 社会生活や対人関係の悩みを相談する
- (5) その他の機関に相談する

# 1 増え続けている子どもたちの不登校

文部科学省では、全国の学校現場における児童生徒の問題行動等の実態把握を行い、その未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげています。



文科省 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果

## <県内における不登校の実態（県教委義務教育課・高校教育課）>

### ■ 小・中学生の不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数については、小学校・中学校ともに、平成25年度より増加しています。また、令和2年度において、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合は、小学校でおよそ1%、中学校でおよそ3.9%と、増加傾向にあります。

さらに、不登校児童生徒のうち90日以上欠席している児童生徒は、小学校でおよそ50%、中学校でおよそ60%となっており、未然防止に向けた取組の充実が求められています。

不登校の要因については、学校に係る状況、家庭に係る状況、本人に係る状況等が複合的に絡み合っていることが考えられます。不登校が続くことにより、学業や進路への新たな不安が生まれ、人間関係の不安が大きくなったりすることも、長期化の要因として考えられます。現在は不登校を問題行動として捉えず、一人一人の状況に応じた支援の充実が求められています。

### ■ 高校生の不登校生徒数の推移

令和2年度の不登校生徒数は705人であり、2年連続で減少しています。また、1,000人当たりの不登校生徒数は13.9人であり、2年連続で減少しています。

不登校の要因については、「無気力・不安」が最も多く210人であり、不登校生徒数の29.8%でした。「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」が138人で、19.6%と2番目に多く、「入学、転編入学、進級時の不適応」が122人で、17.3%と3番目に多い割合でした。

不登校生徒のうち、毎年、一定数の生徒が中途退学に至っています。

## 県内の公立高校の中途退学者数の推移



県内の公立高校の平均規模（学年5クラス）の全生徒数は約600人です。  
 最大規模の高校でも、学年8クラスで約960人になります。  
 中途退学者の数は、決して少なくないと言えます。

## <参考資料> 令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果

### 令和2年度 県内の公立小中学校の長期欠席の状況

注) 国立・私立を除く人数

#### ①理由別長期欠席児童生徒数

( )内は令和元年度の人数

※1年間に30日以上登校しなかった児童生徒の理由別の生徒数

※「新型コロナウイルスの感染回避」は、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者

※「その他」は「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しないが、欠席理由が複数あり、主たる理由が特定できない者

	病気	経済的理由	不登校	うち90日以上欠席			新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計
				うち90日以上欠席	うち出席日数10日以上	うち出席0日			
小学校	170 (202)	0 (0)	945 (772)	439 (391)	91 (76)	21 (20)	131 (-)	82 (64)	1328 (1038)
中学校	251 (138)	0 (0)	1933 (1836)	1171 (1135)	331 (296)	93 (85)	72 (-)	30 (13)	2286 (1987)
計	421 (340)	0 (0)	2878 (2608)	1610 (1526)	422 (372)	114 (105)	203 (-)	112 (77)	3614 (3025)

#### ■ 指導の結果登校できるようになった児童生徒数〔不登校児童生徒数に占める割合〕

- ・小学校 271人〔29%〕 (162人〔21%〕) ( )内は令和元年度
- ・中学校 570人〔29%〕 (432人〔24%〕)

#### ■ 学校内外の専門家や機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒数

##### ○学校内

- ・スクールカウンセラー等 1,083人〔38%〕 (1,105人〔42%〕)
- ・養護教諭による専門的な指導 545人〔19%〕 (544人〔21%〕)

##### ○学校外

- ・教育支援センター（適応指導教室） 298人〔10%〕 (337人〔13%〕)
- ・病院・診療所 298人〔10%〕 (268人〔10%〕)



①理由別長期欠席生徒数 ( )内は令和元年度の人数

※1年間に30日以上登校しなかった生徒の理由別の生徒数

※「新型コロナウイルスの感染回避」は、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者

※「その他」は「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しないが、欠席理由が複数あり、主たる理由が特定できない者

	病気	経済的理由	不登校	うち90日以上欠席			新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計
				うち90日以上欠席	うち10日以上欠席	うち1日以上欠席			
高等学校	148 (93)	1 (1)	556 (710)	138 (115)	24 (29)	2 (5)	118 (-)	110 (191)	933 (995)

■ 指導の結果登校できるようになった生徒数〔不登校生徒数に占める割合〕( )内は令和元年度  
286人〔51%〕 (306人〔43%〕)

■ 学校内外の専門家や機関等で相談・指導を受けた不登校生徒数  
343人〔62%〕 (455人〔64%〕)

○学校内

- ・スクールカウンセラー等 200人〔36%〕 (257人〔36%〕)
- ・養護教諭による専門的な指導 126人〔23%〕 (193人〔27%〕)

○学校外

- ・病院、診療所 123人〔22%〕 (88人〔12%〕)

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果はこちら  
[https://www.pref.gunma.jp/houdou/x24g\\_00043.html](https://www.pref.gunma.jp/houdou/x24g_00043.html)

不登校の児童生徒に対して学校の内外で相談・指導が行われていますが、当事者の全員が支援を受けていない状況がわかります。また、高校生の場合には、不登校から中途退学してしまう人もいます。

私たちは、どのように当事者の支援に関わっていったらいいのか、真剣に考えていく必要があります。不登校を経験した本人や親御さんたちのメッセージを参考にしてください。

<不登校を経験した本人、親たちの声>

意見交換「私の不登校経験」

～ 広域通信制高校3年生たちが、支援者に送るメッセージ ～

Q 不登校になったのはどんなことがきっかけでしたか？

<Aさん：中学2年で不登校、進学先として現校を選択した女生徒>

- ・部活動の顧問がものすごく厳しかった。小規模校だったので同級生が少なくて相談する相手もいなかった。先生に言われたことをやろうとしたけど、だんだん苦しくなって休むようになった。

<Bさん：高校1年で不登校、半年後に現校に転学した男生徒>

- ・何が原因で学校を休むようになったのか今でもよく分からない。小学時代、提出物の忘れ物が多く先生に

いつも注意されていた。小学5年時に転校してきたので友人も少なかった気がする。

中学1年の時に4ヶ月ほど不登校になったがいつの間にか学校に行けるようになった。母親の期待もあって進学校に入学したが半年後には不登校になってしまった。

<Cさん：中学1年で不登校、半年後から別室登校、進学先として現校を選択した女生徒>

- ・ 部活動でのいじめがきっかけだった。学校を休んでいる時に担任から別室登校を勧められ学校に行くようになったが、休み時間などに同級生たちが教室に入ってきて、いつもいびられていた。

#### Q 学校を休んでいる時にどんなことを考えていましたか？

- C 他の子とはうまく付き合えたけど、部活の同級生とは波長が合わず自分には上手くできなかった。耐えられなくなって2~3ヶ月全く学校に行かなかった。親に無理矢理連れて行かれることもあった。制服を着るとお腹が痛くなり、母からは何ともないから学校に行きなさいと言われ続けていた。
- A 家でずっとひきこもっていた。一人にいる時に自分を責めて自傷行為を繰り返したこともあった。心療内科のカウンセラーに話を聞いてもらったこともあった。
- B 中学の時の不登校は担任でもあった部活顧問の厳しい指導に耐えられなかったから。部活を辞めてから周りの人が気を遣うようになった。学校に戻りたい気持ちもあり何かやりたいと思っていた。合唱祭で指揮者を名乗り出た。同級生の反感もあったけど自分の好きなことをやって中学生生活を乗り切った気がする。高校は進学校で成績も上位だったけど、頑張り過ぎて夜も眠れないようになり学校を休むようになった。学校に行けなくなって担任から「進学しないと人生も終わりだ」とも言われた。公園のベンチに一人でも何一つおもしろいことがなくて自殺を考えたこともあった。今までの自分を否定された気がして、今まで周りの期待に応えようとしていた自分にくたびれてしまった。
- A 学校に行けなくなると朝が来るのがしんどかった。夜も寝られないから起きられなかった。親が仕事に出かけるとゴールデンタイム、好きなことができた。親と一緒にいるのがしんどかった。
- B 親からは高校に行かなければいけないと言われたし自分でもそう思っていた。でも、何にも考えられなかった。この先どうでもいいと思っていた。勉強もしていなかったから人生終わりと思った。

#### Q どんなことがきっかけで一歩前に踏み出すことができましたか？

- C 保健室登校をしていたけど他の生徒も出入りするの嫌だった。別室登校は一人だったので好きなことをやっていた。職員室が近かったので覗きにくくいつも誰かいて話し相手になってくれた。学校の中に自分の居場所が見つかったような気がして、それから学校に行けるようになった。
- B 母子家庭なのでいつも母親の愚痴を聞かされていた。だから自分自身の悩みを自分の中にため込んでいた気がする。学校から転学を勧められて自宅からも近い現在の高校を選んだ。人と比べられることにストレスを感じていたけど、自分は自分のままでいいと思えるようになってから学校に行けるようになった。音楽を学びたいので大学に進学したいと思っている。
- A 学校には行けなかったけど習い事は続けていた。第2の親みたいな人で月2回のペースでいつも話を聞いてもらっていた。自分の言いたいことが自由に言えた。中3の時に受験をどうしようかと思ったけど、高校に対する具体的なイメージは全くなかった。担任に通信制を勧められた。入試が書類選考だけだったので良かった。今は、中学の時に職場体験をした保育士になりたいと思っている。
- C 学校でのカウンセリングが大きかったかな。それまでは母親と対決ばかりしていた。母親からは毎朝学校に休むことを連絡するのが辛いと言われていた。祖父母の家で生活するようになって自分の気持ちが冷静になった気がする。カウンセラーの先生が母親に働きかけてくれてから親子関係も改善された。両親とも不登校の経験はなく、妹や弟が多く長女ということもあったからかな。塾には行けていたので先生が親身になって進学先を探してくれた。親は制服のある高校に行きたいと

言っていたので、今の学校に行けるようになって本当に良かったと周りから言ってもらえるようになった。行ける学校があると思えるようになって救われた気がした。

### ■ 支援者（先生など）の皆さんへ伝えたいこと

- ・ 先生がいっぱい、いっぱいなのはわかるけど寄り添って話を全部聞いて欲しい。
- ・ 話を聞いてもらっても「ふうんそうなんだ」で終わってしまう。聞き流されてしまう気がした。
- ・ 同じパターンで対応して欲しくない。いろんな目線で受け止めて欲しい。
- ・ 担任でなくても、別室登校の先生、SC や保健室の先生、事務の先生、栄養士さん、誰でもいいから、日常的な会話だと話しやすくなるから相手をして欲しい。
- ・ 家庭訪問に来て、「今日、教室に行く？」「明日、学校に行く？」と言わないで欲しい。しんどいから。パジャマで会えないから制服を着ている。あまり誘わないで欲しい。「行ってみようかな」と思える時に声をかけて欲しい。
- ・ 手紙のやり取りなど文字であると気持ちを伝えやすい。プレッシャーになる場合もあるので、その子の状況に合わせて対応を考えて欲しい。

### ■ 親に一言、伝えたいこと

- ・ 迷惑をかけてしまった。感謝している。
- ・ 理解してくれて嬉しかった。朝、起こしに来なくなった。朝が辛かったから。
- ・ 仕事が休みの時に外に誘ってくれた。小さい頃に戻った気がした。親子だけが嬉しかった。

### □ 生徒たちの話を聞いて感じたこと（わせがく高等学校教頭） 丸山昌利さん

今回生徒たちの話を聞いていて、子どもが学校に行けないという状態になった時に、周りの大人たちが子どもにどう寄り添いながら、働きかけをしていくのかが、不登校の状況から自立の方向に動き出せる気持ちになっていけるために本当に大切だということを実感しました。

不登校状態になっている子は、大人の支援を必要としています。また、安心して自分が自分らしく居られる場所を求めています。自分の子どもが、その支援が欲しいと SOS を出している時に保護者として寄り添うことが必要となりますが、おそらく子どもの将来を悲観して、不安が強くなってしまい、難しいことだと思います。そのために保護者にも寄り添ってもらう支援者の存在が必要です。その時に支援をする方の存在を保護者の方が知っていることがとても大切です。

支援者は子どもを中心とした同心円の中で支援者同士が連携をして関わっていくことが大切です。

また、その同心円が2重、3重となっていくことも大切です。

その同心円が増えていくために、この「支援者ガイドブック」が活用されていくことを願っています。

## 座談会「我が子の不登校と向き合って」

～ 誰もが同じようなことで苦しんでいる。だから今、皆さんへ伝えたい ～

### Q お子さんが学校に行かなくなったときにどんなことに困りましたか？

<子どもに対して>

- ・ 家から引っ張り出して登校させようと思いました。（誰もが経験する親子の葛藤）
- ・ 近所の目が気になりました。
- ・ 半年くらい登校班の子どもたちに「今日もいけないの」と伝え続けてしんどかったです。
- ・ 子どもが苦しんでポロポロになっていく様子を見るのが本当に辛かったです。



- この子は「このままどうなっちゃうのだろうか」という漠然とした不安を抱えていました。
- このままで高校に行けるのだろうか、先のことを考えるととても不安でした。
- 家族とは普通に話ができるようになったが、同年代の子どもと付き合えないことが心配でした。
- 学校に行けずに苦しんでいる本人の気持ちをどう聞いてあげたらいいのか、ずっと悩んでいました。
- 学校に行けない理由は今でもわからないでいます。

#### <自分自身に対して>

- 学校に行くのが当たり前で、それができない子どもに育ててしまったと自分を攻めました。
- 朝、顔を見て今日は無理だなと感じると「学校に行かなくてもいいよ」と言えるようになりました。すると、少しずつ顔の表情が明るくなってきました。
- 共働きで下にも子どもがいたので、本人に対して「しっかりして欲しい」と思い、いつも「どうする?」「どうしたいの?」と、すぐに答えを求めていた気がします。  
最近、元気を取り戻した我が子から「あの時、お母さんはこう言ったよね」と言われることがあります。親の言ったことをよく覚えているんだな、苦しめていたんだなと反省しています。
- 子どもが学校に行けないのはお前のせいだと、夫から攻められた。
- 中学入学と同時に先生方による勉強のプレッシャーがあり勉強をさせないといけなと思い込み、厳しくし過ぎたかもしれません。「勉強をしたくないから行きたくない」と言われました。
- 高校に行くのは当たり前、進学校を目指すのは当たり前という風潮に疑問を感じませんでした。
- 家にずっと一緒にいて、子どものことが心配で気が気でなかったです。仕事をしないと生活が苦しくなってきたので外に出るようになると、一人で家の中のことをするようになりました。夕御飯の支度をしていると自分から話しかけて来るようになりました。親子の距離感も必要だなと感じています。

#### <学校に対して>

- 「登校してください」と言われても、それができないから苦しいのに分かってもらえませんでした。
- 「人生でこういうこと（不登校）も起こるよね」と、先生に言って欲しかったです。
- 休んでいる時に課題が出されてもそれが出来ないで、余計に追い込まれている感じがしました。
- 車から降りられない子ども。先生が顔を見に来て「(見られたから)出席にするね」と言われました。そんなに出席日数が大事なのかと思ってしまいました。
- 先生の暴言。表情のない先生。だから行きたくないと子どもに言われました。
- 先生が家庭訪問に来てくれても、本人は家の中に隠れて出て来ないことが多いのですが、玄関先での話の様子をのぞき見していることが分かりました。いつも先生が「〇〇さん、今、学校でこんなことをやっているんだよ」と、手紙を書いて下さることが気になっているのかなと思いました。

#### <その他>

- 教育相談機関に行っただけで、相談をしてもどうしていいか分からないまま終わりました。
- 精神科の思春期外来を受診、処方箋を出した薬局で「その年齢でこの量を飲ませていいのか」と薬剤師が心配して医師に問い合わせしてくれました。
- 中学で不登校でも、その先に通信制やサポート校があることを知っていれば、親子でもっと気持ちが楽だったのと思います。
- 学校への行き渋り、不登校になったときに常設ですぐに相談に行ける場所があればいいのと思います。いつでも話を聞いてくれる学校以外の人がいいなと思います。

#### **Q ひきこもる本人が、どんなことがきっかけで動き出すことができましたか？**

- 定時制、通信制という進学先を知ったことで希望を持てたようでした。

- ・ オンラインでしたが支援者の方に話を聞いてもらえて良かったです。  
学校に行けないでいる自分を責め続けていたけれど、「それ、いいね」と言われて気が楽になったようでした。高校の学校説明会の予約を入れてもずっと行けないでいました。
- ・ 活発な子だったのに、死にたいと暴れたり、頭が働かないと訴えたりしました。  
周りから言われていることが理解できないと言い続けていました。  
中学2年の時に不登校経験を持つ大人の話が聞けるイベントがあり参加しました。  
いろいろな人が社会人になって生きていることを知ったことが大きな影響を与えたようです。  
学校以外の場所で「生きる意味」を知り、自分がこうなりたいと初めて思ったと話してくれました。

#### Q 「不登校支援」、こうだったらいいのという要望はありますか？

- ・ 子どもの興味があることに答えてくれる人に繋がること。「こういうのをやりたい」ということが見つかった時の人との繋がり。常設の相談窓口で知識を持った人がいてくれるといいですね。
- ・ ざっくばらんに話ができて不安感が無くせる居心地がいい場所が欲しいですね。
- ・ 子どもの支援は前橋や高崎に集中していて、それ以外の地域にない格差を感じています。
- ・ 子どもとうまが合う子と出会える場所がないかなと思います。
- ・ 「(登校は) 今日ムリだったら明日でもいいよ」と言ってくれる場所。  
学校もそうあって欲しい。行きたくないと言っている子を無理に連れ出そうとすること。  
「連れて来てください」と言われると、できないことが本当に辛いです。
- ・ 少し発達障がいがあって人とのコミュニケーションが難しい。同じような悩みを持つ子どもと交流を持ちたいと思っているのですが、どこに相談したら良いか分からないでいます。

#### ■ 不登校の子どもを持つ親から伝えたいこと

- ・ 親同士の繋がりが欲しい、同じ体験をしている人と話したいです。
- ・ 気軽に行ける相談窓口があれば、そこで出会えるのと思います。
- ・ 情報を共有したい。学校の先生との話はすれ違えばかり。子どものためにこうしたいという思いが叶わないうちです。親がムリなことを言っているのだろうかと考え込んでしまいます。
- ・ 出入りしやすい相談できる場所を作ってもらいたい。  
先生以外で話を聞いてくれる人が常駐している場所が欲しいです。
- ・ 本人が「今日は行けそう」と制服に着替えるのですが、「やっぱり無理」と動きが止まってしまうことがありました。そんな時、「やっぱり駄目か」と考えないように、あらかじめ「これなら出来る、出来た」と思えるように選択肢を一緒に考えておくように心がけました。

#### □ 皆さんの話を聞いて感じたこと 「不登校の子どもと向き合う親の会」代表 湯浅やよいさん

出席日数を考えるばかりに肝心なことが欠けているのではないかと感じました。

子ども自身が「生きる」という前向きな気持ちになれることが先決です。

学校に行けないでいることに、なぜいつまでも「不」という表現を使うのでしょうか。

「学校に行けないこともあるよね」と、先生を含めた周囲の大人たちが温かい眼差しで見つめるだけで子どもは自分自身を責めることはなくなります。

学校に行けなくても、その後に「学びの場」に戻ったり、自分の人生を切り開いたりしていける子はいるという実績がありながら、そこに目を向けないのはなぜでしょうか。

不登校の相談に携わるすべての皆さん、このような状況に追い込まれた親御さんの言葉にぜひ耳を傾けてください。親御さんたちが抱えた不安を解消することが、子どもたちの明日に繋がると信じています。

支援に携わる皆さんのお力をぜひ貸してください。

## 2 学校における不登校児童生徒への支援

### (1) 小・中学校

担任、学年、養護教諭、管理職、部活顧問、教育相談担当など、全教職員で支援しています。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター、民間施設等と連携し、本人や保護者へ寄り添いながら支援しています。



中学校 担任

児童生徒が出している SOS のサインに早めに気づき、その要因について情報を集めることが重要だと考えています。

そのため、教職員で情報を共有することはもちろんですが、保護者からの情報はとても重要です。お聴きした情報をもとに、学校では支援チームを作り対応していきます。

いきなりクラスの教室に入るのはハードルが高い児童生徒には、別室登校というかたちで、教室以外の別室に居場所を作り、支援をしています。

保健室は、いつでも、誰でも、気軽に相談できる場所です。  
また、養護教諭が専門性を生かして、児童生徒のからだの不調の様子から、いじめや不登校などの問題を抱えてサインを発していることにいち早く気づいて、学校内や地域の関係機関との連携で、コーディネーター的な役割を果たしていきます。



養護教諭

#### ■ スクールカウンセラー（SC）

公立小中学校・義務教育学校・中等教育学校及び県立高等学校に定期的に勤務し、児童生徒のみなさんはもちろん、保護者の方々の御相談をお受けして、一緒に解決方法を考えていきます。

#### SC は、心理の専門家として心の支援を行っています

スクールカウンセラーは、公立小中学校・県立高等学校等に定期的に勤務し、心理の専門家として児童生徒や保護者に寄り添った心の支援を行っています。カウンセリングを通して、子育てのことや親子の向き合い方、友人関係や学校への行きづらさなどの悩み事の解決方法を相談者と一緒に考えます。

面接結果をもとに、学校での対応について先生方と話し合いながら助言したり、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどと連携して支援したりしています。

また、ストレスとの付き合い方や人との関わりに必要なスキルを身に付ける授業を通して、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような予防的支援も行っています。

スクールカウンセラー Aさん

#### ■ スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめや不登校、その他の学校でのいろいろな困りごとを抱えている子どもと家族を支え、子どもが安心して学校生活を送れる環境づくりに先生と協力して取り組んだり、生活環境を改善するために必要な福祉サービスを提案したりします。

## SSWは、安心できる環境、つながりを大切にしています

困ったときに「困っています」と言えずにいる子どもがいます。また「対応の仕方に悩む」「表現に困る」など、自分自身がどのようにするのが良いのか分からずにいる子どもがいます。何となく学校に行けなくなってしまった。そんな時、先生も同じように困っています。なぜ学校に行けないのか、言葉で表現できないのが、子ども時代の特徴だと思います。スクールソーシャルワーカー（SSW）は、その子の成長過程に合わせて、家庭環境とも調和をとりながら、学校（先生）への橋渡しをしています。

子ども時代を健やかに過ごせるように、本人の気持ちを大事にしながら家庭訪問を行ったり学校で面談をしたり、寄り添いながら、生徒、保護者、学校など、本人を取り巻く環境を調整しながら問題解決に向かっていきます。私たちは、「安心できる場」「環境」「つながりの継続」を重視しています。

スクールソーシャルワーカー 相崎ゆ美さん

### ■ 教育支援センター（適応指導教室）

集団生活への支援、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や支援を行っています。学校と連携をし、学校行事を生かした登校支援を行ったり、進路に関する情報交換を行ったりすることもあります。

また、子どもたちの学校外での居場所や学び場として、フリースクール等と連携しています。学校では、不登校を問題行動ととらえず、教育支援センターやいわゆるフリースクール等とも連携をしながら、支援していきたいと考えています。

## 学校復帰や社会的自立を応援しています

教育支援センターでは、小中学校でなかなか学校に足が向かない児童生徒に対して、基本的な生活・学習習慣の定着のための相談や支援などを行いながら、学校復帰や社会的自立を応援しています。

児童生徒は、一人一人の実態に合わせたゆるやかな時間割にそって、規則正しい生活を送っています。午前中は学習に取り組み、午後は、スポーツ・創作・農作業・施設見学等の体験活動に取り組んでいます。

また、学校と連携し、学校行事を生かした登校支援を行ったり、進路に関する情報交換を行ったりすることもあります。

教育支援センター支援員 Bさん

### ■ 教育委員会等での相談窓口

不登校で悩んでいる児童や生徒、保護者からの相談を受けています。

24時間体制で相談を受け付けているところもあります。心配なことがある場合は、一人で悩まずに、相談することが大切です。

注）相談窓口の連絡先は、5資料編「支援機関連絡先一覧」を御覧ください。

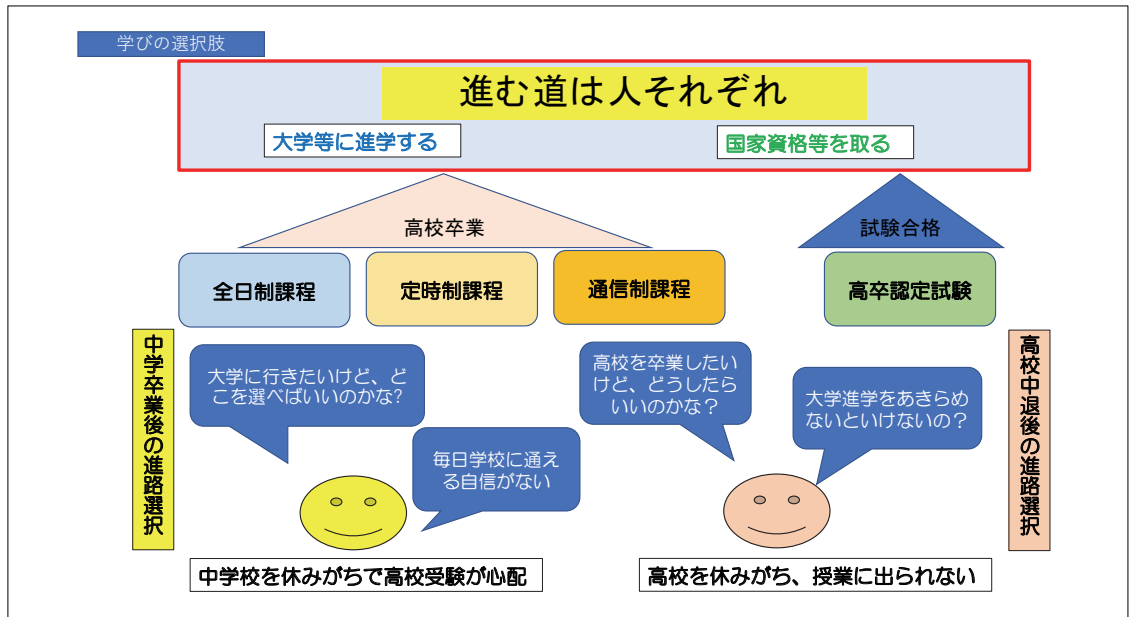
### ■ 中学3年生の進路指導

中学校の不登校では、高校進学を含めた将来への「不安」が生まれてきます。

不登校生徒の進路指導では、『高校への進学』や『就職』等、本人や保護者の気持ちを丁寧に聞きながら、進路指導や支援を行います。

『高校への進学』では、「フレックススクール」「定時制」「通信制」を含め、県内、県外の高校を進路先として選択する生徒がほとんどです。

進学にあたっては、自分に合った学びの環境を考えていくことが大切です。



子ども・若者の自立支援ガイド「学び編」では、さまざまな体験談を紹介しています。

[https://www.pref.gunma.jp/O3/bv01\\_00145.html](https://www.pref.gunma.jp/O3/bv01_00145.html)

## (2) 高等学校

高校生の不登校相談では、どこで、誰が、どのような対応をしているのでしょうか。

### ■ 学校内

担任の先生や養護教諭など、身近な先生があなたの相談に乗ってくれます。必要に応じて、県内全ての県立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校に定期的に勤務しているスクールカウンセラーも、生徒や保護者の不安や悩みの相談に乗ってくれますので、気軽に相談してみてください。

また、スクールソーシャルワーカーに来校してもらい、生活環境の改善に向けた福祉サービスなどの助言を受けることもできます。

### ■ 学校外

群馬県教育委員会が行っている「ぐんま高校生オンライン相談」では、生徒にとって身近な通信手段であるLINEを活用した相談を受け付けています。

また、群馬県総合教育センター子ども教育相談室が行っている「24時間子供SOSダイヤル」では、電話による相談を受け付けています。

高校生の場合は、中学生とは違って不登校が続くと進級や卒業に影響します。

### <高校における単位認定の仕組み>

高校では、各教科・科目について定められた時間数の授業を受け（履修）、その成果が十分であ



ると認められる場合には、各科目の単位が認められます（修得）。

各学校では卒業までに修得させる単位数を定めており、必要な単位の修得が認められない場合、卒業をすることができません。したがって、高校で進級したり卒業したりするためには、各科目の授業に参加して、定められた出席時数を満たすことが必要となります。

### ＜進路変更の選択＞

**県立高校では、転入学は、**主に、保護者の転勤等による一家転住や家庭環境の変化等があった場合に、現在在籍している高校と同一課程・同一学科の高校を原則として認められています。

転入学を希望する事由が正当なものであると認められれば、転入学検査を受検後、校長が認めることによって転入学が可能となります。

**編入学は、**主に、一度高校を退学した人が、かつて在学していた高校で相当単位を修得している場合に、学校が実施する編入学検査を受検後、校長が認めることによって可能となります。編入学は、原則として、第2学年以上の学年当初に行われます。

### ■ 定時制、通信制課程は、一人ひとりの生活スタイルで学べます

定時制課程（夜間部定時制高校、フレックス高校）では、働きながら学ぶ人や、学校以外で過ごす時間を有効に使いたい人が学んでいます。授業時間は、学校によって多少異なりますが、夜間部の多くは午後5時30分ごろから午後9時頃まで4時限で、修業年限は原則4年です。昼間部は午前9時ごろから、全日制とほぼ同じ時間帯で授業をしていて、修業年限は3年又は4年です。

**夜間部定時制の生徒の中には、**中学の不登校経験者がいますが、高校進学をきっかけに気持ちを切り替え、多くの生徒が不登校から回復して登校できるようになります。学校でも少人数クラスを編成して、さまざまな生徒の状況に対応できるように配慮しています。高校での学びの環境の変化が回復に大きく影響しているのかもしれません。

**フレックススクールでは、**一定の必修科目の履修を条件に個に応じた時間割を組むことができ、卒業に必要な単位（各学校が個別に定めています。）の修得を目指します。学年やクラスの枠がないので科目履修の自由度が高く、異年齢の人と一緒に授業を受けることとなります。

**通信制課程は、**自学自習が学習の基本の課程です。毎日登校して授業を受けるわけではなく、教科書などを使用して各教科を学びレポートを提出します。仕事やその他の事情で毎日通学することができない人などのために設けられています。修業年限は3年以上で、年齢・経験・学習動機・職業などの異なる生徒が学んでいます。単位制なので他の高校を中途退学した人でも、編入学後、前籍校で修得した単位等を活かせる場合があります。詳細は各校に問合せください。

### ■ 群馬県のハイスクールガイド

県内の公立高等学校や私立高等学校等について、様々な視点から調べられるようになっています。

[http://www.cms.gsn.ed.jp/nc/hsg/htdocs/index.php?page\\_id=0](http://www.cms.gsn.ed.jp/nc/hsg/htdocs/index.php?page_id=0)

### ■ 広域通信制高校・サポート校

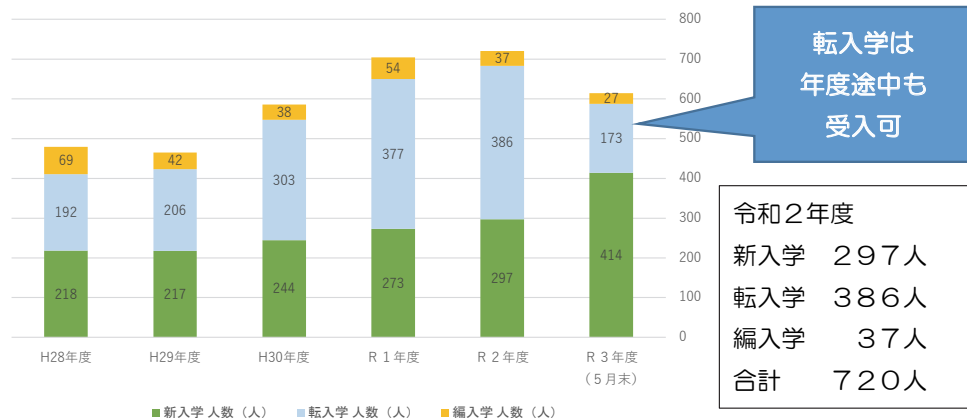
近年、広域通信制高校（私立通信制高校）・サポート校に進学する生徒が増えています。

広域通信制高校は、全国から入学できる通信制高校です。スクーリングは本校や分校以外に、協力校（他校の校舎を土日や夏休みなど空いている時期に借用）で実施しています。

サポート校は、私立通信制高校で学ぶ生徒を支援するための学びの場(教室)です。大きな駅など、交通の便が良い都市にあります(私立通信制高校とは別に学費がかかります)。

## 広域通信制高校(私立通信制)の現状

### 新入学・転入学・編入学者数の推移



令和2年度  
 新入学 297人  
 転入学 386人  
 編入学 37人  
 合計 720人

#### 【調査協力校】

クラーク記念国際高校、KTCおおぞら高校、第一学院高校、わせがく高校、鹿島学園高校、トライ式高等学院、ヒューマンキャンパス高校、飛鳥未来さすな高校、N高等学校、ルネサンス高校、NHK学園、成美学園、明達館高校、さくら国際高校、地球環境高校

#### <出願資格>

■ 新入学	中学卒業見込み、中学を卒業した者
■ 転入学	高校に在籍している者
■ 編入学	高校を中途退学した者

## 生徒が、楽しく・明るく・元気よく登校できる学校にしたい

私立通信制高校では、全日制高校のように毎日通学することができる「通学型スタイル」、自宅で「インターネットを活用して学ぶスタイル」等、レポート・スクーリング・テストで卒業を目指していく通信制課程の特長を活用し、自分の学び方・やりたいことに合わせた形で、勉強をすすめることができます。生徒たち一人ひとりが主役となって、楽しく、明るく、元気よく学べる学校にしたいと思っています。

「不登校児童・生徒が一人もいない学校」があれば、どのように取り組んでいるかを公開、表彰しても良いと思いますが・・・今までの私の経験では、不登校生徒がでるクラス(先生)は同じようになっていることが多いと思われます。オリエンタルランドの精神にある『自ら相手の気持ちになって、相手の立場に立って、共に考えてあげる気持ち・心』が先生たちに求められていると思います。学校は先生の為ではなく、生徒の為にあるということを理解しなければなりませんね。

群馬県私立通信制高校連絡協議会会長(クラーク高校前橋キャンパス校長) 清水洋さん

広域通信制高校への進学状況(県内在住者)の調査結果(県子ども・若者支援協議会)

[https://www.pref.gunma.jp/03/bm01\\_00035.html](https://www.pref.gunma.jp/03/bm01_00035.html)

### 3 学校外における不登校児童生徒の支援

地域ではさまざまな立場の方が、それぞれの考え方で支援に関わっています。

#### (1) 医療機関

##### 本人の様子を見て受診する医療機関を選ぶ

登校前や学校で、子どもさんが身体の不調や症状を訴えると、まずはかかりつけ医に受診します。ただ、症状が繰り返し、検査してもとくに問題な所見が認められないとなると悩ましくなります。そのような時は、本人にとって何か負担になることが起きているのかなと思い巡らしてみてください。信頼できる人がいれば、例えば、担任や養護の先生、カウンセラーさんらに相談することもお勧めです。先生方からみても心配なことがあったり、不眠症状や不安が強そうな場合は心療内科や精神科も紹介して下さるかもしれません。そうした場合、できれば予約をとるのが通常です。本人が応じそうもない時は、本人の困りや苦痛を共有することを意識しつつ、保護者だけで通所することも対応の第一歩になります。

みどりクリニック 鈴木先生

##### 群馬県内の相談先医療機関は県ホームページから御覧ください

群馬県統合型医療情報システム  
(<https://www.med.pref.gunma.jp/>)



精神科医療機関  
(<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700023.html>)



発達障害に関する医療機関  
(<http://www.pref.gunma.jp/02/d4200262.html>)



#### (2) 地域の身近な支援者（民生委員・児童委員）

##### まずは身近な民生委員に声をかけてみてください

民生委員として厚生労働大臣から委嘱を受けて5年になります。高齢者の見守り活動が中心になっておりましたが、児童委員も兼ねていて不登校やひきこもりが増えていることを知りました。

私自身、娘が小学校から不登校になり、心配した時期も数年ありましたが、同じ悩みを持つ親同士で「不登校の親の会」を立ち上げ、居場所を作り、語り合ったりしながら活動を続けました。

今、子どもを育てているお母さんたちが、不安や心配事を抱えたまま、相談できずに困っていたら、まずは地域の身近な民生委員に声をかけてみてください。何かしら糸口が見つかれば幸いです。

民生委員・児童委員 高木恵子さん

民生委員・児童委員の地域での活動は、市役所・町村役場にお問合せください

### (3) 安心・安全な居場所（子ども食堂、フリースクール、フリースペース）

不登校で悩み苦しんだり、ひきこもり状態が長期化して学校や社会の支援から離れて孤立してしまったりしている当事者にとっては、人と関わることには大きな不安があります。自分から一歩前に踏み出す時、その気持ちを後押しするきっかけが必要ではないでしょうか。不安な気持ちを聞いてくれる人がいる、和らげてくれる人がいる、そこが当事者の「安心・安全な居場所」なのかもしれません。

#### 地域に求められる第3の居場所

「こども食堂」は、子どもから高齢者まで誰もが利用できる地域の「第3の居場所」として全国各地に広がってきています。貧困家庭だけが利用するのではなく、地域の子どもの対象に学習支援や読み聞かせなど特色ある活動を行うところもあり、「食事」を介した「安心・安全な居場所」になっています。県内では「こども食堂ネットワークぐんま」が40団体（\*）で構成されています。

多くは子ども同士や大人との交流、共生型を掲げていますが、心ではお腹をすかせている子どもたちにも来て欲しいと思っています。支援を必要とする家庭に情報が届き、子どもたちがつながることを願っています。専門家でないからこそ気軽に話せる雰囲気からポロッと本音がこぼれるののかもしれません。何か困りごとがあれば支援機関につなぐことも意識しながら、地域の多様な人との楽しい出会いで子育てをする素敵な場面がこども食堂にはあります。まさにサードプレイス、地域の「みんなの食堂」です。

こども食堂ネットワークぐんま代表 丸茂ひろみさん

（\*）「こども食堂ネットワークぐんま」（群馬県社会福祉協議会内）団体情報  
<https://www.g-shakyo.or.jp/department/seikatsu/22260.html>

#### 居場所とは「心の拠り所」

私たちが運営するフリースクール「こらんだむ」で最も大切にしていることは、安心安全な居場所づくりです。不登校になった子どもは、元々安全安心な居場所であった家庭が、そう感じられなくなってしまうことがあります。なぜなら、子どもだけでなく保護者も大きな不安を抱えて、家族が不安定な状態になることがあるからです。保護者も精神的に余裕がなくなることで、子どもを支えることが難しくなっていきます。さらに学校などとのやり取りを重ねているものの、解決できずに保護者も疲弊していく・・・そんな現実をずっと見てきました。

そんな状態になった親子が、最後の手段として私たちの元に訪れることは少なくありません。だからこそ私たちは訪れた親子に、まずは「居場所」を提供します。この居場所とは「心の拠り所」です。親子と向き合い理解に努め、伴走し、寛容な心で受け止めることを大切にしています。そこから学校や行政等、さまざまな機関と連携した子どもの自立に向けた支援のスタートです。

ターサ エデュケーション代表 市村均光さん

## 公園のように誰でも気軽に利用できる「みんなの居場所」

不登校支援という看板を掲げて活動を始めた〇〇のじゅく、「 のじゅく」は、4年が過ぎた今では「みんなの居場所」に変わりつつあります。月2回活動は、午前中にクラフトやイベントを行い、昼食を食べて解散という流れです。数名の子どもとその保護者、たくさんのスタッフでにぎわっています。参加は完全に自由。来たい時間に来ていつでも帰れる、予約もキャンセルも連絡は不要、公園のように誰もが気がねなく来られる居場所を目指しています。こちらが用意した工作をやる子もいれば、おもちゃやボードゲームで遊ぶ子もいます。持参したゲームで遊んでいる子もいます。

一緒にいる、一緒に遊ぶ、一緒に御飯を食べるだけの場ですが、それぞれの人が少しでもホッとできる時間が作れば良いと思っています。ここがはじめての一步になって、次へ踏み出して行って欲しいと願っています。

「 のじゅく」代表 山田千広さん

## フリースペースは様々な体験を通して視野が広がる、次へのステップの場

「アリスの広場」は、不登校や家にこもりがちな若者が安心して自由に過ごせる居場所として2014年から開いています。私自身が、中学1年から約6年間不登校・ひきこもりの経験者です。ここには小学生から30歳位まで幅広い年齢の若者が来ています。スタッフに悩みを相談したり、一人で絵を描いたり本を読んだり、仲良くなった友だちとおしゃべりしたり遊んだり自由に過ごしています。

アリスの広場に通い、少しずつ元を取り戻していく中で、例えば10代の場合では学校を辞めても高卒認定試験を受けて大学や専門学校に進学していく子も多くいます。20代では大学卒業後、社会人経験のある若者も多くいます。そうした場合、本人が望めば「お仕事体験」もできます。例えばボランティアさんが開くカフェや、他団体が運営する移動販売や農業など様々な体験ができます。お仕事体験をきっかけにアルバイトや就職した若者もいます。ここは次のステップへの居場所です。

NPO法人ぐんま若者応援ネット「アリスの広場」代表 佐藤真人さん

## (4) 群馬県青少年育成事業団の支援事業

### 自己肯定感を育む社会体験活動 (G-SKY Plan)

社会施設や店舗、農業、工場、ボランティア等における体験活動は、学校や家庭以外の人とのふれあいや活動を通して自己肯定感を育むとともに、生活習慣を整え、通学や進学・就職への意欲向上のきっかけに繋がります。

不登校傾向のある生徒(中3)は、2学期が始まってほとんど登校できていませんでした。この状況を心配した校長先生の勧めで「G-SKY Plan」を知り、本人も生活の改善を図ろうと思い参加を決めました。体験場所は自宅近くの工場。皆さんから親切な指導を受けながら休まず熱心に取り組めました。その結果、生活リズムが規則正しくなり、自分への自信も出てきて、徐々に登校できる日が多くなっていきました。その後の進路相談で、本人の同工場での就職希望が確認されたため、ハローワーク等と連携して3月に正式な入社試験を受け合格、現在も元気に仕事を続けています。

■ 青少年自立・再学習支援事業 (G-SKY Plan) <http://www.gyc.or.jp/>



## 高卒認定取得でキャリアのステップアップを目指す

高校中退や中学卒業で進路が決まらないでいる方は、学び直しや高卒認定（高等学校卒業程度認定試験）に合格することで将来に新たな道が広がります。

高校中退を経験したある社会人（30代）の方は、転職で高卒資格が必要となり通信制高校入学を考えていました。ところが学習会に8月から参加、11月の認定試験で全8科目に合格することができました。文科省で資格認定されてフィリピンの語学留学が実現、帰国後に新たな職場で頑張っています。

また、高校1年で中退したある方（10代）は、「G-SKY Plan」の体験活動がきっかけで学習会に参加、2年間で4回に分けて少しずつ単位を取得、現在は通信制大学で学んでいます。

青少年会館の学習会「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業」は、学び直しで高等学校卒業程度の学力を身につけられるよう「学習相談」と「学習支援」を行っています。

■ 青少年自立・再学習支援事業 <http://www.gyc.or.jp/>

## <参考> 群馬県子ども・若者支援協議会（高校中退者等の支援）

中学校卒業後の進路未決定、高校中退の若者を対象に相談・支援をしています。

詳細は県HPを御覧ください。

<https://www.pref.gunma.jp/03/c2900104.html>

本人の状況によっては、民間支援者による訪問支援員を派遣しています。

## 支援は、当事者の内なる力を感じ取ることから始めていきます

私たちは、支援に携わる専門家や一般市民とも異なる役割があると考えています。活動は、当事者のストレングスの発見とその実現、そして、リカバリーを目標としています。

当事者の多くは、それまでの生活のなかで、不安感、孤立感、閉塞感、自己否定感などを経験し、人とのかかわりを（一時）肯定的には捉えられない状態にあります。そこでは、支援当初の信頼関係作りが、当事者にとって脅威にすら感じられることがあります。しかし、粘り強く肯定的な心構えで接していくなかで、「自分の気持ちを分かってもらえた」「ありのままの自分でいいんだ」などと、本人の心情の変化を実感することがあります。また、その頃の当事者は、過去より自分の未来をイメージするような心情にもなっていきます。

CCMの支援は、本人の内蔵された力を感じ取り、その力を信じ、次なるソーシャル・サポートにつなげる心的な活動です。

NPO法人 カウンセリング&コミュニケーション・ミュー（CCM） 山本泉さん

## 4 社会資源の活用と支援の連携

### (1) 【意見交換】テーマ「社会資源の活用と支援連携の必要について」

- コーディネーター NPO法人リンケージ理事長 石川京子氏
- 報告者 高崎市教育センター（不登校対策担当） 石井敏明氏
- 助言者 みどりクリニック院長 鈴木基司氏  
中央児童相談所 三浦由佳氏 ， スクールソーシャルワーカー 相崎ゆ美氏



左から順に石川氏、鈴木氏、石井氏、三浦氏、相崎氏

#### <個別の対応には限界、学校だけの対応は困難>

石川 学校現場では不登校支援でどんな問題を抱えていますか。

石井 小中学校では、不登校支援で今まで以上に多様で柔軟な対応（いつでも登下校、別室指導など）に取り組んでいますが、個別の対応に限界があるのも事実です。特に発達の特性をもった子どもには、医療機関や支援機関等との連携で適切な診断に基づく助言が不可欠で、早期に診断を受け、適切な支援を受ける必要があります。ただ、子どもの特性を認めたがらない保護者もいます。また、特性に応じた適切な支援や合理的配慮について学校の支援体制が不十分な場合もあります。さまざまな要因が複合的に絡んだ不登校問題について、学校だけでは対応が困難な場合には、教育支援センターやフリースクール等の民間の教育資源と連携していくことが大切です。社会的自立を視野に入れた継続的な支援も必要になります。



SCやSSWの力も借りながら、学校と家庭とが信頼関係を深め、子どもにとって、今、何が必要なのか、将来的にどのような力をつけることが自立につながるのかを共に考えていかなければならないと思います。

石川 保護者との連携にあたって、SCやSSWのつなぐ役割、社会資源の活用が欠かせないと思います。どのように伝えていくかの課題もあります。それぞれの立場で発言をお願いします。

#### <児童相談所、SSW、医療現場の対応>

三浦 学校から「〇〇さんの顔が見えない」と児相に連絡があって、先生と一緒に家庭訪問をすることがあります。玄関やベランダから「〇〇ちゃんいる？起きた？」と声をかけたりして、児相の職員も相談にのれることを伝えていくこともあります。児相では、教室に入れないならば、相談室でも、適応指導教室でも、フリースクールでもいいじゃない。と、学校とはちょっと違ったアプローチをすることがあり



ます。他の人と同じじゃなくても、どこかに繋がっているということが大切なと思っています。

また、親御さんが子どもに発達障害があるのではないかと相談に訪れることもあります。我が子の発達の特性を理解し、適切な養育に結びつけようとしているのかなと思います。授業についていけなくて学校で暴れる等の問題行動を起こして児相の相談に繋がることもあります。これらの相談は、必要に応じて医療にもつなげて適切な診断をしていただくことがあります。

一般に、児相って良いイメージを持たれていない方も多いかと思いますが、児相は、専門的な角度から生育歴や発達、性格、行動等について総合的に調査させていただき、子どもにとってより良い援助が実施できるように、学校、医療機関等と連携して援助方針を決めて、支援していくところです。もしかすると、学校にはない視点からアプローチすることもあります。せっかく児相に繋がったのだから、存分に利用してやろうという気持ちで連携させていただき、子どもたちへの支援を一緒に考えていただければ、より一層良い援助策が見つかるかと思います。

**相崎** SSWは福祉的な視点から関わっているので、適応できないでいる子がいたら出来ることを一緒に考えていくようなアプローチをしています。表面に現れてこない、見えていないところに問題があり、親御さんの認識もずれている場合もあるので、本人が言語化できずに常態化していること、複雑に絡み合っている問題を解きほぐしていくようにしています。



教室を飛び出してしまう子に関わることがあります。最初に「何か不安があるのではないのでしょうか」と先生に話します。学校で暴れても家庭ではいい子でいる場合、親御さんの躰が厳しい場合も考えられるので、「どこか安心していられる場所、誰か話を聞いてくれる人が必要なのではないでしょうか」と提案することもあります。先生が矢面に立つのではなく、外部性を利用し福祉的な立場のSSWを「チーム学校」の一員として、もっと活用していただけたらと思いました。

**鈴木** 子育てを考える時、親御さんや先生は、その子がうまく世の中に適応していく（社会的自立）ことを意識します。でもヒトは、社会生活の中で思い通りにならない事態に必ず出会います。



すると不快な感情が生じ、この嫌な状態がいつまで続くのか、次もそうなるのではないかといった「不安」も生じます。不安にも関わらずとるべき行動を取ろうとすると、ヒトは身体的症状や、回避、拒否など、不適応な動きをします。「自立」は大事な子育て目標ですが、こちらばかりを意識すると関わる側が不安になり、その子が抱えている不安が見えなくなります。

もう一つの目標として、「不安対処力」を育てることも意識してほしいです。不安対処は言葉にできたり、誰かに聞いてもらえたり、わかってもらえたりが重要で自立というより依存とも言えます。でも話せない、話しても意味が無い、誰もわかってくれっこないと思う人も少なくありません。

不安を話しても良い、言えばわかってくれる人もいると思える体験が必要です。困難な事態に出会った時、要因は何であれ、その子がこうした体験を必要とする状態になっている、逆に言えばその子が「体験」を得られる貴重な機会と意識していくことが必要なのだと思います。

## <切れ目ない支援に向けて>

**石川** 学校では支援が受けられるが、次の段階で新たな支援を受けるにはどんな課題があるか？

**三浦** 児相の支援は満18歳で終了してしまいます。ですから継続して利用できる社会資源を確認しながら、居住する市町村とか、児相と関係する機関などになだらかにつながるようにしています。18歳になったからとプチッと切れてしまうのではなくて、支援に関わった時から継続する先を考えていくようにしています。家庭に対する支援の視点からも親御さんに対する働きかけも必要だと思っています。

**相崎** 切れ目ない支援という点では福祉分野はもう少し広いかなと思っています。大人になっても支援につながるように考えています。医療であれば病院のSWにつながるように心がけています。市町村の子ども課などの窓口につながるよう、出来るだけ重層的な支援になるようにしています。私自身、福祉の仕事をしていることから、知り合いの誰かしらが支援に携わっているので情報を活用しています。

義務教育が終わってからも困った状況を言えること、そんな時に支援につながるよう情報を伝えるようにしています。

**石井** 子どもへの支援がどうしても年齢で切れてしまうので、親御さんに対する切れ目ない支援が必要だと思っています。ある子どもから、学校に行かないからと母親から暴力を受けて怖いと相談がありました。不登校状態を理解して受け入れてもらえるよう母親を指導したところ少し改善が見られましたが、その子が大人になっても同じようなことが続くのではないかと思います。そうした親御さんに対する支援のつながりも必要ではないかと考えます。

**鈴木** 切れ目ないという点で、一つは時間軸、年齢で支援が切れてしまう問題がありますが、医療では適切な機関紹介という対応は可能です。もう一つは空間軸、他機関との連携で、その際に専門家同士の垣根や時間調整が課題ですが、微妙にプライドの問題もあります。当事者のためには何が適切かを最優先に対応していくことを心にかけていきたいです。具体的には社会的資源の情報を手に入れる、来院者の通所しやすい院所等を考えます。その意味でも、今日のような情報提供の場が、各機関の役割やスタッフさんの御活動内容を理解する上で私には役立っています。

## <まとめ>

**石川** 困難な状況にある思春期の子どもや若者のニーズに目を向けると、一人として同じではないその多様性や複雑性に気づきます。同時に、「みんなと同じ進路に子どもたちを適応させる」ことには限界も見

えてきます。子どもたちと一緒に「今」を考えると、「どこで過ごすか」ではなく、「どう過ごすか」の視点が大切かもしれません。「子どもたちの興味関心やストレス（強み）をきっかけに、満ち足りた時間を一緒に過ごす人、時間、場所」へとつなげる転換期にあるのかもしれない。自分が認められる場であれば、子どもたちは安心して社会生活のスキルを学ぶこともできます。

ただ、子どもたちは安全な情報にアクセスする経験も知識も偏っています。

地域に目を向ければ、興味関心を同じくする人々がさまざまな環境を通してつながり、豊かなコミュニケーションを広げています。

さあ、私たち大人の出番です。子どもたちと一緒に入り口まで歩いていきましょう。

「県・市町村青少年相談担当職員研修会(2021.12.23)」から



## (2) 社会資源の活用

### ① 児童相談所における支援活動

#### 全ての児童は生活を保障され、愛され、保護される

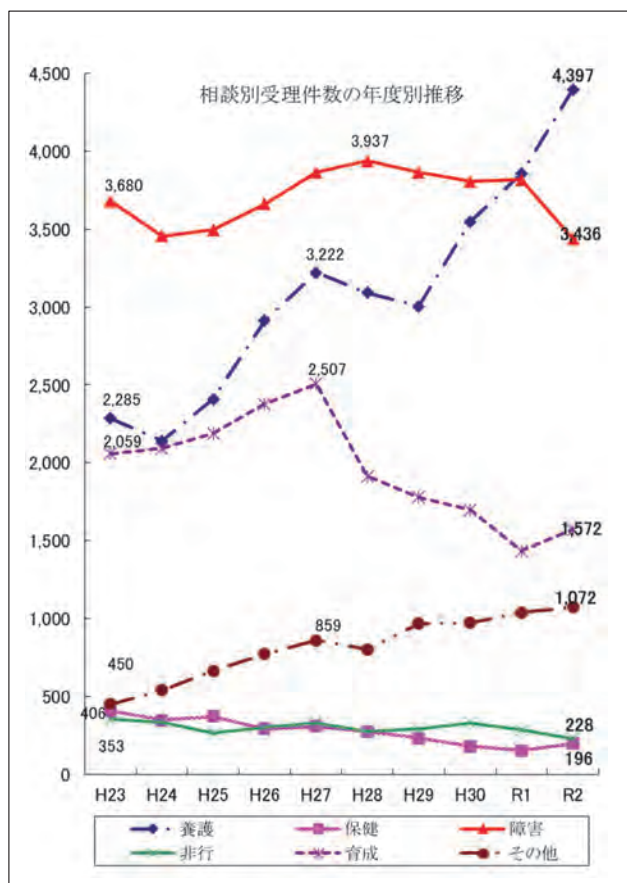
児童福祉法の総則には、全ての児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有するとあります。

そして、全ての国民は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとあり、児童の保護者は児童に対し第一義的責任を負い、国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童が心身ともに健やかに育成する責任を負う、と定められています。

これに基づいて、児童福祉の専門機関として、全ての都道府県、政令指定都市に「児童相談所」が設置されています。そして、市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りながら、児童に関する相談に応じ、児童が有する問題又は児童の真のニーズ、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に適切な援助を行うことが求められています。

そのために、必要な調査や判定を行ったり、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護して、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・障害児施設等への入所等の措置なども行ったりします。

注) 児童：18歳未満の者， 乳児：1歳未満の者， 幼児：1歳から小学校就学の始期に達するまでの者



左図のように、「虐待」だけが相談内容ではなく、各種の相談を受け付けています。

その内容は、養護相談、非行相談、育成相談、発達相談と多岐にわたっています。相談の経路は家族・親戚からが半数以上を占めていて、市町村、警察、学校等の順です。

「虐待」については、起こってしまった虐待で保護者を指導することも大切ですが、その後、将来に向けて虐待が再発しないよう、児童が、在宅で生活し、その福祉が損なわれることなく、健やかに成長していけるように家庭に対する支援が、重要になります。

児童相談所の一覧や事業概要はこちらから御覧ください

<https://www.pref.gunma.jp/03/p08210003.html>



## 育成相談では不登校の相談も

本人の発達の特性から、障害と重なっている場合があります。本人や親御さんには困り感がなく、学校が困って相談がある場合があります。その場合には医療の診断につなげて適切な支援を行うようにしています。

また、不登校の相談では、その背景ある問題、家庭や本人が抱えている困難に視点を当てて支援を行っています。

解決が難しいケースについて、児童福祉の専門機関である児童相談所を活用してください。

### 市町村と児童相談所の違い

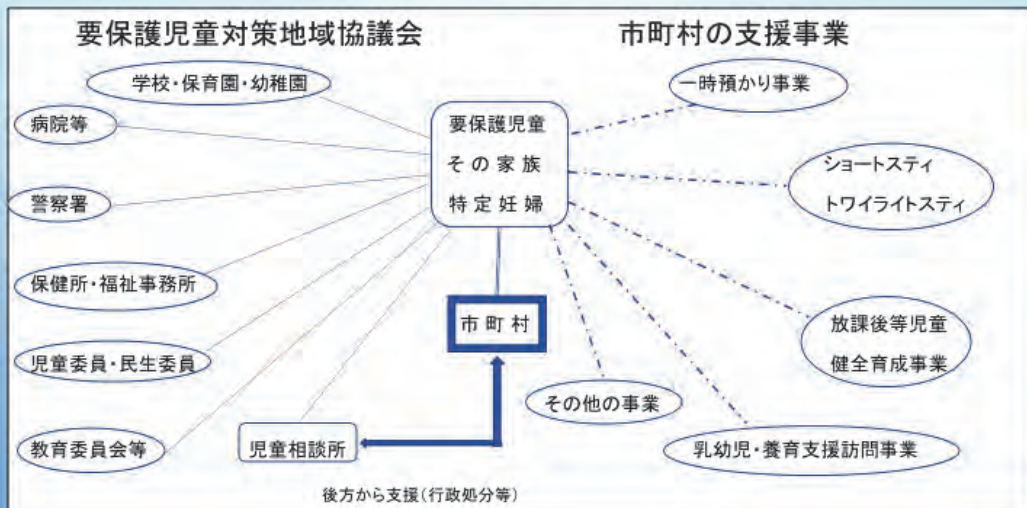
	市 町 村	児 童 相 談 所
できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の収集</li> <li>子育て支援等サービスの提供</li> <li>こどもの検診等</li> <li>経済的な相談、障害等の相談 ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護</li> <li>施設入所</li> <li>立入調査</li> <li>親権喪失宣言等の請求 ほか</li> </ul>
基本前提	家族・家庭支援 (市町村の住民全員の福利厚生)	児童福祉 (保護者と対立してもこどもを守る)
保護者との対立	困難 (本人・家族参加と他機関との連携による切れ目のない支援)	可能 (危機対応、危険回避のため、強制的に介入できる)
期待されること	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援(家族ぐるみ)</li> <li>長期的、継続的なかわり ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの安全確保</li> <li>アセスメントと支援策の提示 ほか</li> </ul>
限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族(保護者)からかわりを拒否された場合、対応が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的、継続的なかわりは困難</li> <li>強制介入は万能ではない</li> </ul>

## 児童家庭相談で市町村との役割分担が進んでいます

これまで児童相談所が、あらゆる児童家庭相談について対応することとされてきましたが、児童虐待相談等の急増により、緊急かつより高度な専門的対応を求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められています。

平成16年の児童福祉法の改正では、児童家庭相談に応じることを市町村の業務として明確にしました。住民に身近な市町村で、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求めています。そして県(児童相談所)の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化することとしています。要対協では市町村を中心に関係機関が連携して支援に取り組んでいます。

## ネットワーク (出入り自由な緩やかな統合体)



児童相談所、市町村の子育て相談の連絡先は、資料5「支援機関連絡先一覧」を御覧ください。

中央児童相談所 補佐(家庭支援係長・児童福祉司) 三浦由佳さん

## ② スクールソーシャルワーカーの活動

### 福祉的視点からアプローチしていきます



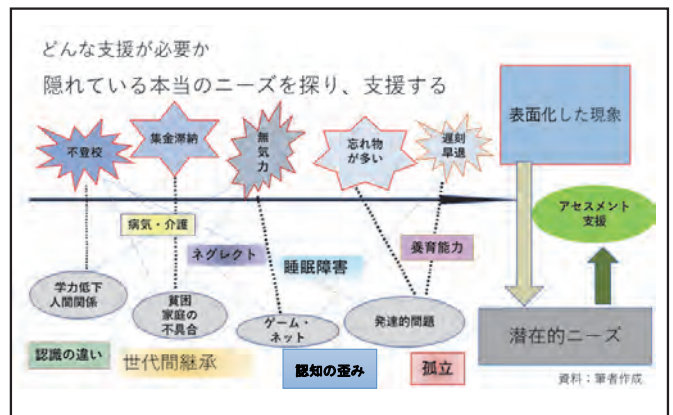
資料：筆者作成

また家庭や家族間のかかわりなど、子どもの力だけではどうにもできない問題もあります。経験値の少ない子ども時代は、立ち止まってしまったりすることがあります。豊かな子ども時間を過ごせない状況になってしまった環境を、子ども個人の問題としてではなく、家庭環境や学校にも関係する社会的なこととして捉える見方が求められます。

子どもの置かれている環境に着目して、家庭・学校・地域をつなぐことが重要になっていきます。

学校は、子どもにとって日中を過ごす生活の場でもあります。その生活の場では、時間割の学習とともに、さまざまな経験をしながら社会性や人間関係などを育てていきます。

日々の体験や集団の中での人間関係は、経験したことのないような出来事もあり、辛く感じることもあります。解決できず、生きづらさを感じてしまうこともあります。



資料：筆者作成

表面化した現象は、声にだせない（助けて～）



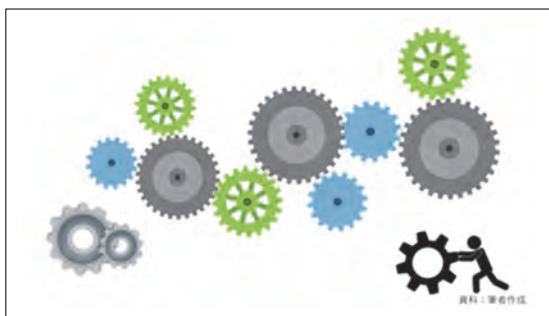
資料：筆者作成

例えば学校の先生から、「少し前から、やる気もなく学校に来なくなった生徒がいるので一緒に考えてほしい」と話を聞いたとき、SSWは、やる気がない・登校していないという表面化した現象の「原因は何か」ということに着目します。

多くの場合は、複合的に絡みあっていたり、慢性的な困難状況から、自分の気持ちも表現できない状態になっていたりすることが考えられます。

そこで SSW は、潜在的ニーズを知り解決に向かっていきます。

解決の糸口が見つからない場合もあります。また、潜在的ニーズに直接アプローチができない時もあります。そんな時に SSW は、福祉的な視点から一つのシステムとして捉えるようにしています。そして止まっている歯車が徐々に動き出すように、全体が整っていく技法を使います。



資料：筆者作成

# 活動内容

## 他機関との連携

児童相談所 行政窓口 幼稚園・保育園 警察  
医療機関 ファミリーサポート 適応指導教室  
発達支援センター こころの健康センター 放課後等デイサービス  
ひきこもり支援センター 子ども食堂 計画相談支援員  
地域包括支援センター 基幹支援センター  
法テラス（弁護士） 司法書士 訪問看護  
地域定着支援センター  
地域若者サポートステーション  
調停委員



## 校内活動

面談  
家庭訪問  
児童観察  
相談部会  
サポート会議

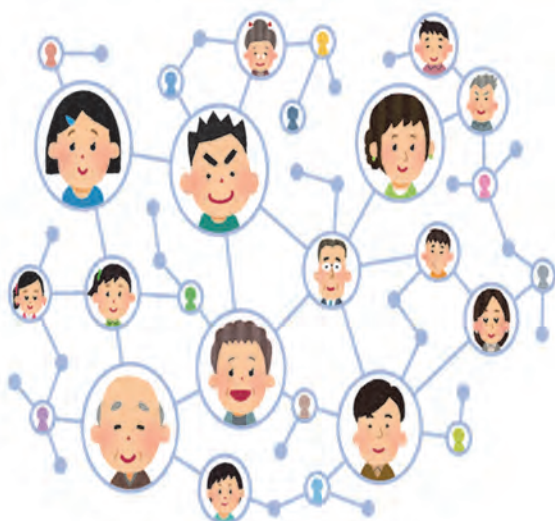


資料：筆者作成

SSW は、個人のネットワークを保持している社会資源の1つです。私たちは、個人情報保護を前提にしながらかかわりをしていきます。

例えば、「祖父の面倒をみているので、学校を休むことが多い」という場合は、祖父の情報収集とともに、関係者から家庭環境を聞くことがあります。そして、休んでしまう原因を関係者とともに考えることもあります。SSWは、日々の生活・暮らしの問題にかかわりをしていきます。そして、子ども（生徒）の置かれた状況に寄り添います。

生きていく中で、予定外の困難に直面し、自分や家族だけの力では状況の改善に至らずどうすれば良いか、どこに相談すれば良いか分からずに息詰まっている状態を理解してあげます。自分の力では、変えられない環境については、子どもの権利の保障をしていきます。



そのために、教育と福祉の相互関係が自立につながっていくこと。生きづらさを抱えている人の環境を調整すること、繋がること、自分が必要とされることなど、社会とのつながりを大切にしています。

「自分は、自分自身で良いんだ・・・」と思えるように、自己肯定感を育み・子ども時代の時間を豊かに成長できるように支援しています。

群馬県スクールソーシャルワーカー  
相崎ゆ美さん



## 5 資料編 【支援機関連絡先一覧】

### (1) 不登校のことを相談する

#### ① 学校等に相談する

**教育支援センター(適応指導教室)**:長期休業期間中等の開設については個別に問い合わせをしてください。  
不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行います。

前橋市	にじの家	027-234-5210	平日 9:00~16:00
	かがやき	027-285-5345	
	あすなろ	027-288-5500	
高崎市	アクティブ並榎教室	027-323-6088	平日 9:30~16:30
	ユース台新田教室	027-346-7166	
	パブリック末広教室	027-370-8834	
	さわやか箕郷教室	027-371-5560	
	フレッシュ群馬教室	027-329-7113	
	すこやか新町教室	0274-42-1383	
	ふれあい榛名教室	027-374-1881	
	うしぶせの家吉井教室	027-387-3527	
桐生市	あぶろーち	0277-22-6327	平日 9:30~15:30 ※火曜は午前のみ
伊勢崎市	ほっとる〜む 鹿島教室	0270-27-5631	平日 9:30~15:30
	ほっとる〜む 赤堀教室	0270-63-1890	
	ほっとる〜む あずま教室	0270-63-8367	
	ほっとる〜む 境教室	0270-74-7787	
太田市	太田ふれあい教室	0276-20-6202	平日 9:00~15:00
	太田第二ふれあい教室	0276-46-8277	
沼田市	きずな	0278-53-2190	平日 9:30~15:30
館林市	ふれあい学級	0276-72-0542	平日 9:15~15:00 ※月曜は午前のみ
渋川市	かけはし	0279-24-2226	平日 9:30~15:30
藤岡市	藤岡市にじの家	0274-24-3222	平日 9:30~15:00
富岡市・甘楽町	よもぎ教室	0274-62-3165	平日 9:00~15:00
安中市	せせらぎの家	027-385-6461	月・火・水・金 8:30~15:30
みどり市	教育支援センターなごみ教室 大間々	0277-76-9862	平日 9:30~15:00
	教育支援センターなごみ教室 笠懸	0277-77-0100	
榛東村	すてっぴ榛東	0279-54-2211	平日 8:30~16:00
吉岡町	吉岡町ふれあい教室	0279-54-3111	平日 9:00~16:00
下仁田町	ゆうゆう	0274-82-2115	平日 9:00~15:00
中之条町	虹	0279-26-3661	平日 9:30~15:30
昭和村	昭和村子ども未来塾	0278-24-5120	平日 9:30~15:30
高山村	つぼみ	0279-63-3046	平日 9:00~15:00
みなかみ町	リエントリールーム	0278-62-2275	平日 9:30~15:30
玉村町	ふれあい教室	0270-65-0091	平日 9:00~15:00
明和町	ふれあい教室	0276-84-5128	平日 9:00~16:00
千代田町	ひだまり	070-4811-6731	平日 9:00~15:00
大泉町	あゆみ教室	0276-63-8626	平日 9:30~15:30
邑楽町	ふれあい教室	0276-88-9779	平日 9:00~15:30

## ② 教育委員会に相談する

### 市町村教育委員会 不登校の相談窓口

前橋市教育委員会（総合教育プラザ相談室）	027-230-9090	平日 10:00~17:00
前橋市教育委員会（いじめ相談ダイヤル）	027-257-0808	平日 8:30~17:15
高崎市教育委員会（いじめ・SNS電話相談）	027-321-1359	平日 8:30~22:00
高崎市教育センター（教育相談）	027-329-7111	平日10:00~17:00
青少年悩みごと相談電話	027-322-2559	平日 8:30~17:15
桐生市立教育研究所 「電話相談」	0277-22-6327	平日 9:30~16:30
桐生市教育委員会 「いじめ対策相談」	0277-46-1111 (内線688)	平日 8:30~17:00
伊勢崎市教育委員会（教育研究所教育相談）	0270-30-1234	平日 9:00~16:15
太田市教育委員会（太田市教育研究所）	0276-20-7089	平日 9:00~16:00
太田市ヤングテレホン	0276-52-6701	平日 9:00~16:30
沼田市教育委員会	0278-23-2111	平日 8:30~17:15
館林市教育委員会（子ども相談室）	0276-73-4152	平日 9:00~17:00
学校教育課	0276-72-4111 (内線228)	平日 8:30~17:15
渋川市教育研究所	0279-25-8980	平日 9:00~17:00
渋川市青少年センター 青少年テレホン（面接）相談	0279-22-4152	平日 8:30~16:30
青少年LINE相談	アカウント名：渋川市青少年センター ID:@jfb6000u	24時間受付
青少年電子メール相談	youth-s@city.shibukawa.gunma.jp	24時間受付
藤岡市教育研究所「教育相談」	0274-23-9801	月・水・木 9:00~16:00
藤岡市青少年センター「青少年相談」	0274-24-4150	土・日 13:00~16:00
富岡市教育委員会	0274-62-1511 (内線2124)	平日 8:30~17:15
富岡市教育相談研修センター	0274-62-1897	平日13:30~16:30
安中市教育委員会学校教育課	027-382-1111 (内線2231)	平日 8:30~17:15
みどり市教育委員会 （みどり市教育研究所「でんわ教育相談」）	0277-73-1110	平日 9:00~17:00
みどり市青少年センター「ヤングテレホン」	0277-76-9910	平日10:30~16:30 土 13:00~16:30
榛東村教育委員会 （榛東村教育研究所「電話相談」）	0279-54-2211 (内線210)	平日 8:30~17:15
吉岡町教育委員会	0279-54-3111	平日 8:30~17:15
上野村教育委員会	0274-59-2657	平日 8:30~17:15
神流町教育委員会	0274-58-2111	平日 8:30~17:15
下仁田町教育委員会	0274-82-2115	平日 8:30~17:15
しもにた相談ルーム	0274-64-9015	平日 9:00~16:00
南牧村教育委員会	0274-87-2011	平日 8:30~17:15
甘楽町教育委員会（学校教育係）	0274-64-8323	平日 8:30~17:15
中之条町教育委員会（こども未来課）	0279-75-8824	平日 8:30~17:15
中之条町役場 （住民福祉課 少子化・子育て対策係）	0279-75-8825	平日 8:30~17:15
長野原町教育委員会（学校教育係）	0279-82-2029	平日 8:30~17:15
嬭恋村教育委員会	0279-96-0544	平日 8:30~17:15
草津町教育委員会	0279-88-0005	平日 8:30~17:15
高山村教育委員会	0279-63-3046	平日 8:30~17:15
東吾妻町教育委員会	0279-25-8126	平日 8:30~17:15
片品村教育委員会（学校教育係）	0278-58-2144	平日 8:30~17:15
川場村教育委員会	0278-52-3458	平日 8:30~17:15



昭和村教育委員会	0278-24-5120	平日 8:30~17:15
昭和村保健福祉課	0278-24-5111	平日 8:30~17:15
みなかみ町教育委員会	0278-62-2275	平日 8:30~17:15
玉村町教育委員会（玉村町教育相談室）	0270-65-0081	平日 9:00~16:00
板倉町教育委員会	0276-82-1111	平日 8:30~17:15
板倉町教育研究所教育相談室	0276-82-1584	平日 9:00~15:00
明和町教育委員会（親と子の教育相談）	0120-84-5665	平日 8:30~17:15
千代田町教育委員会	0276-86-7008	平日 8:30~17:15
電話・面接教育相談窓口	0276-86-5350	火~土 8:30~17:15
大泉町教育委員会 （大泉町教育研究所教育相談）	0276-63-8626	平日 10:00~16:00
親と子の電話相談	0120-00-1305	平日 10:00~16:00
邑楽町教育委員会（邑楽町教育相談室）	0276-88-9779	平日 9:00~17:00
学校教育課学校指導係	0276-47-5042	平日 8:30~17:15

**群馬県教育委員会 教育事務所** 平日 8:30~17:15

不登校・いじめ・学習についての悩み、発達や障害に関する相談をお受けしています。

中部教育事務所	027-232-6511	吾妻教育事務所	0279-75-3370	東部教育事務所	0276-31-7151
西部教育事務所	027-322-5915	利根教育事務所	0278-23-0165		

**群馬県総合教育センター 子ども教育相談室**

学校・園の生活や学業、いじめや不登校、生活習慣や養育、発達の遅れや就園・就学など、教育や子育てに関する相談をお受けしています。

子ども教育・子育て相談	0270-26-9200	平日 9:00~17:00、第2・4土 9:00~15:00
いじめに関する緊急の相談：24時間子供SOSダイヤル		
フリーダイヤル	0120-0-78310	24時間無休
※24時間、通話料無料で相談できます。		

**(2) こころの健康・病気・発達障害等のことを相談する**

**群馬県 保健福祉事務所 前橋市・高崎市 保健所**

平日 8:30~17:15

健康生活相談など保健・医療・福祉の相談をお受けしています。

渋川保健福祉事務所	0279-22-4166	利根沼田保健福祉事務所	0278-23-2185
伊勢崎保健福祉事務所	保健関係 0270-25-5066	桐生保健福祉事務所	0277-53-4131
	福祉関係 0270-25-5570	太田保健福祉事務所	保健関係 0276-31-8243
安中保健福祉事務所	027-381-0345		福祉関係 0276-31-8241
藤岡保健福祉事務所	0274-22-1420	館林保健福祉事務所	0276-72-3230
富岡保健福祉事務所	0274-62-1541	前橋市保健所	027-220-5787
吾妻保健福祉事務所	0279-75-3303	高崎市障害福祉課	027-321-1358

保健福祉事務所、保健所以外の市町村の窓口 平日 8:30~17:15

前橋市	障害福祉課 まあばし子育て世代包括支援センター こども発達支援センター	027-220-5712 027-220-5710 027-220-5707	榛東村	保健相談センター	0279-70-8052
高崎市	障害者支援SOSセンター ばるへん 火~日10:00~18:00	027-325-0111	吉岡町	保健センター	0279-54-7744
桐生市	福祉課 子育て相談課	0277-46-1111 0277-43-2000	上野村	保健福祉課	0274-59-2309
伊勢崎市	健康管理センター 障害福祉課 こども発達支援センター	0270-23-6675 0270-27-2753 0270-32-7748	神流町	保健福祉課	0274-57-2111
太田市	障がい福祉課 障がい者相談支援センター 発達相談支援センターにじいろ 太田市保健センター	0276-47-1956 0276-57-8210 0276-47-1918 0276-46-5115	下仁田町	保健センター	0274-82-5490
沼田市	健康課 社会福祉課	0278-23-2111 0278-23-2111	南牧村	保健福祉課	0274-87-2011
館林市	社会福祉課	0276-47-5128	甘楽町	健康課(にこにこ甘楽)	0274-67-7655
渋川市	健康増進課(保健センター)	0279-25-1321	中之条町	保健環境課(保健センター)	0279-75-8833
藤岡市	福祉課	0274-40-2384	長野原町	保健センター	0279-82-2422
富岡市	健康推進課(保健センター) 福祉課	0274-64-1901 0274-62-1511	嬭恋村	健康福祉課 保健室	0279-96-1975
安中市	健康づくり課 福祉課	027-382-1111 027-382-1111	草津町	健康推進課	0279-88-5797
みどり市	社会福祉課 大間々保健センター	0277-76-0975 0277-72-2211	高山村	保健センター	0279-63-1311
			東吾妻町	保健センター	0279-68-5021
			片品村	保健福祉課	0278-58-2115
			川場村	健康福祉課	0278-52-2111
			昭和村	保健福祉課	0278-24-5111
			みなかみ町	子育て健康課	0278-62-2527
			玉村町	保健センター	0270-64-7706
			板倉町	福祉課	0276-82-6133
			明和町	介護福祉課 保健センター	0276-84-3111 0276-60-5917
			千代田町	健康子ども課(総合保健福祉センター)	0276-86-5411
			大泉町	福祉課 健康づくり課	0276-62-2121 0276-62-2121
			邑楽町	健康づくり課(保健センター) 福祉介護課	0276-88-5533 0276-47-5024

(3) 子育てのことを相談する(市町村の窓口)

前橋市	子育て支援課	027-220-5702	甘楽町	健康課	0274-67-7655
高崎市	こども救済センター	027-321-1315	中之条町	住民福祉課	0279-75-8825
桐生市	子育て相談課	0277-43-2000	長野原町	町民生活課	0279-82-2246
伊勢崎市	子育て支援課	0270-27-2798	嬭恋村	健康福祉課保健室	0279-96-1975
太田市	子育てそうだん課	0276-47-1911	草津町	こどもみらい課支援室	0279-88-0005
沼田市	子ども課	0278-22-0874	高山村	保健みらい課	0279-63-1311
館林市	こども福祉課	0276-47-5135	東吾妻町	保健福祉課	0279-68-2111
渋川市	こども課	0279-22-2415	片品村	保健福祉課	0278-58-2142
藤岡市	子ども課	0274-40-2286	川場村	健康福祉課	0278-52-2111
富岡市	こども課	0274-62-1511	昭和村	保健福祉課	0278-24-5111 (132)
安中市	子ども課	027-382-8005	みなかみ町	子育て健康課	0278-25-5009
みどり市	こども課	0277-76-0995	玉村町	子ども育成課	0270-64-7719
榛東村	住民生活課	0279-54-2211 (134)	板倉町	福祉課	0276-82-6134
吉岡町	健康子育て課	0279-26-2248	明和町	健康こども課	0276-60-5917
上野村	保健福祉課	0274-59-2309	千代田町	健康子ども課	0276-86-5411
神流町	保健福祉課	0274-57-2111	大泉町	こども課	0276-63-3111
下仁田町	福祉課	0274-64-8803	邑楽町	子ども支援課	0276-47-5044
南牧村	保健福祉課	0274-87-2011 (31)			

#### (4) 社会生活や対人関係の悩みを相談する

群馬県青少年会館 027-234-1131 火～日 9:00～17:00  
 少年サポートセンター(群馬県警察本部子供・女性安全対策課) 027-243-0110 (代) 平日 8:30～17:15

##### 青少年センター

前橋市青少年支援センター・いじめ対策室 (いじめ相談ダイヤル)	027-898-5876 027-257-0808	平日 8:30～17:15
高崎市立青少年補導センター	027-322-2559	平日 8:30～17:15
桐生市青少年センター	0277-47-2184	平日 9:00～17:00
伊勢崎市青少年指導センター	0270-27-8080	平日 13:00～17:00
太田市青少年センター	0276-52-6701	平日 9:00～16:30
沼田市青少年育成相談センター	0278-23-5411	平日 8:30～17:15
館林市子ども相談室	0276-73-4152	平日 9:00～12:00 13:00～17:00
渋川市青少年センター	0279-22-4152	平日 8:30～16:30
藤岡市青少年センター	0274-24-4150	平日 8:30～17:15、土・日 13:00～16:00
富岡市青少年センター 若者・青少年相談室「びらすゆう」	0274-62-1532	水・木 13:00～17:00 (要予約) (予約受付 平日 13:00～17:00)
安中市青少年センター	027-393-4777	月～水、金 9:00～12:00、13:00～14:00
みどり市青少年センター	0277-76-9910	平日 10:30～16:30、土 13:00～16:30

#### (5) その他の機関に相談する

##### 群馬県 児童相談所

18歳未満の児童に関する相談に応じ、児童や保護者に最も適した援助や指導を行います。

中央児童相談所	027-261-1000	平日 8:30～17:15
中央児童相談所北部支所	0279-20-1010	
西部児童相談所	027-322-2498	
東部児童相談所	0276-57-6111	24時間無休
こどもホットライン24 (フリーダイヤル) (下記は携帯電話の方)	0120-783-884 027-263-1100	

群馬県 こころの健康センター 027-263-1156 平日 9:00～17:00 ※相談専用電話  
 こころの健康に関する相談について、ご本人やご家族からの相談に応じます。

群馬県 ひきこもり支援センター 027-287-1121 平日 9:00～17:00  
 ひきこもりについてご本人やご家族からの相談に応じます。  
 相談内容に応じて来所相談(予約制)や他の適切な機関におつなぎします。

法務支援センターぐんま(前橋少年鑑別所) 027-233-7552 平日 9:00～12:15 13:00～17:00  
 青少年が抱える悩みについて、ご本人やご家族からの相談を受け付けています。

群馬県 発達障害者支援センター 027-254-5380 平日 9:00～17:15  
 発達障害のある方への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。  
 ご本人やご家族からのさまざまな相談に応じます(要予約)。

## 群馬県子ども・若者支援協議会

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課内

E-mail : [kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp)

TEL : 027-226-2393 FAX : 027-223-6526

ぐんまスマイルライフ URL : <https://smilelife.pref.gunma.jp/>

群馬県ホームページ／子ども・若者への支援

[https://www.pref.gunma.jp/cate\\_list/ct00002546.html](https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00002546.html)

令和4年3月発行